平成２３年（フ）第１５号
北海道江別市東光町24番地の14
債務者　村橋　正人
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
札幌市北区北38条西６丁目１番20号　メゾン麻生202号
債務者　内山　忠広
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
札幌市北区新琴似６条14丁目５番12号　コーポ和201号
債務者　音　　好之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
札幌市豊平区西岡３条２丁目６番７―306号
債務者　榊　　繁揚
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
札幌市豊平区豊平６条３丁目５番24号　コーポ皆木Ａ棟201号
債務者　岩山　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
札幌市西区福井７丁目11番16号　クラウンハイツ202号
債務者　塩崎　文雄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６５号
群馬県前橋市朝倉町３丁目９番地４
債務者　岩下　宏行
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
群馬県前橋市広瀬町３丁目22番地　１―204号
債務者　榎本　和弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８３号
群馬県伊勢崎市東小保方町4683番地32　モンパレス国定第４―２―101
債務者　千島　将利
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８５号
群馬県前橋市広瀬町２丁目24番地１　Ｍ―394号
債務者　柳澤あや子（旧姓大根）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目984番地３
債務者　長澤　　実
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
群馬県伊勢崎市境206番地３　フロンテアハイツ守下２Ｆ１―１
債務者　武井　勝彦
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
群馬県渋川市伊香保町伊香保544番地18　エスケイハイツ302
債務者　内山　美紀（旧姓彦坂）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
群馬県伊勢崎市宮子町3366　メイプルリーフ202、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町漆窪214番地５
債務者　原田　友子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
群馬県前橋市江田町613番地２
債務者　杉野　貴雄
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５７号
埼玉県行田市大字持田1595番地13
債務者　新井　伸明
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５５８号
埼玉県行田市大字持田1595番地13
債務者　新井千鶴子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部